平成２５年（フ）第１７８号
佐賀県佐賀市木原３丁目11番10号　北川荘１階東側
債務者　瀬戸幌製作所こと　瀬戸　重雄
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　祐誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８１号
札幌市中央区南４条西13丁目１番１―501号
債務者　篠崎　綾子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　政池　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３２５号
札幌市白石区東札幌１条１丁目２番２号　瀬比亜館セゾンⅠ―305号
債務者　平沢　　稔
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　知里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５１号
新潟県長岡市三和２丁目11番26号　マンション藤211号室、前住所新潟県長岡市新保１丁目12番20号
債務者　新保　昭作
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第９７号
長野市吉田１丁目５番15号
債務者　北條　　諭
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木恵里子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８８号
佐賀県佐賀市材木２丁目２番34号　一刻館ハイツ103
債務者　岩本　永子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　一穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３６号
大分県中津市大字萱津町2038―６、住民票上の住所大分県中津市大字永添2744番地12
債務者　池尾　廣次
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清源万里子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第９９号
岐阜県瑞穂市穂積1031番地１
債務者　田中　　治
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　浩明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３４８号
佐賀県神埼市神埼町永歌1929番地２
債務者　中村　留美（旧姓今泉）
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原口　　侑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３９５号
仙台市青葉区荒巻中央15番35―303号
債務者　星野　浩一
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４０２号
仙台市宮城野区福室６丁目19番９―306号
債務者　佐藤かづえ
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
茨城県小美玉市上玉里40番地19　コーポ中台103号、前住所茨城県石岡市茨城３丁目６番12号　福田住宅
債務者　野口　清美
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第３７号
群馬県桐生市広沢町４丁目2328番地の１　ファーストウィングＢ―１
債務者　佐藤　　勇
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第２４号
千葉県長生郡白子町剃金2730番地６　フラワーパレス白子107
債務者　車谷留美子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第２２６号
新潟市西区西有明町７番13号、前住所新潟市西区松美台11番９号
債務者　メイトク設備こと　笠舎　則義
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２７号
新潟市中央区小張木３丁目９番69号
債務者　大場　央張
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
新潟地方裁判所民事部